

審査基準

令和 8 年度大分県国民保護共同実動訓練支援委託業務に係る提案競技の審査基準を次のとおり定める。

1 審査方法

(1) 企画提案の採点

- ア 審査基準表により、各参加者の提出した企画提案書等や審査会当日のプレゼンテーション・質疑の内容に基づき審査委員が採点（100 点満点）する。
- イ 採点は次のとおり 5 段階評価とする。なお、提案者の得点は、各審査委員の採点に応じて与えられ、全ての審査委員の採点を合計して算出するものとする。

採点	評価	得点
5 点	極めて優れている	配点の 100%を与える
4 点	優れている	配点の 80%を与える
3 点	普通	配点の 60%を与える
2 点	やや不十分	配点の 40%を与える
1 点	不十分	配点の 20%を与える

- ウ 審査票の記入にあたっては、ボールペンを使用する。

(2) 最優秀提案者・次点提案者の決定

(1) により各提案者の得点を算出する。得点が最も高い提案者を最優秀提案者とし、2 番目に得点の高い提案者を次点提案者とする。同点の場合は、委員長が最優秀提案者・次点提案者を決定する。

なお、最優秀提案者・次点提案者の得点が 6 割（180 点/300 点）に満たない場合は、選定外とする場合がある。

2 審査基準表

別表のとおり

別表

審査基準表

評価項目	評価基準	配点
企画・提案内容	<ul style="list-style-type: none">・提案者は、国や大分県が進める国民保護の取組を十分に理解しているか。・仕様書に示す内容が的確に反映された提案になっているか。・想定に基づき、避難者及び職員等の行動が実践的な提案になっているか。・提案内容は、実効性・実現性が備わっているか。	40
知見・経験	<ul style="list-style-type: none">・行動マニュアルの作成等を含む、実動訓練を行うための包括的な支援に係る知見・経験を有しているか。・避難先連絡所の開設・運営等における安全対策等に関する知見・経験を有しているか。・同等・類似業務の実績等によりノウハウの蓄積があるか。	30
執行体制	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行に必要な人員を確保できるか。・県との協議などに柔軟かつ迅速に対応できる体制が構築できているか。	20
経費	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行に必要な経費が適切かつ具体的に見積もられているか。	10
合計		100